

文化芸術振興事業に対する神奈川県の後援についての取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、文化芸術団体等（以下「団体等」という。）が行う文化芸術事業のうち、本県の文化芸術の振興を図る上で特に有意義な事業の実施を奨励するため、県が後援を行う上で必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 県が後援を行う事業を主催する団体等は、原則として、神奈川県内において文化芸術振興事業を行う団体等で、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる機関
- (2) 公益法人
- (3) 以下の要件をすべて満たしている団体
 - ア 文化芸術事業に関する十分な遂行能力と実績を有すること。
 - イ 定款、寄附行為に類する規約等を有すること。
 - ウ 団体の意思を決定し、執行する組織等が確立していること。
- (4) 前3号のいずれかを含む団体により文化芸術事業を実施するために組織された実行委員会

(対象事業)

第3条 後援を行う事業は、原則として、神奈川県内において、広く同県民を対象とし、かつ文化芸術の振興を主たる目的として行う公演、展示、コンクール、ワークショップ等の事業で、本県の文化芸術の振興に寄与すると認められるものでなければならない。

2 事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援は行わないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがある場合
- (2) 安全上及び公衆衛生上の適切な措置が講じられていない場合
- (3) 鑑賞者又は参加者に過大な負担を強いるおそれがある場合
- (4) 特定の政党又は政治団体の利益になるおそれがある場合
- (5) 特定の宗教、宗派又は教団の利益となるおそれがある場合
- (6) 営利を目的とする場合
- (7) その他知事が適当でないと認める場合

(後援名義の使用承認の申請)

第4条 団体等が後援名義の使用の承認を受けようとするときは、後援名義使用承認申請書（第1号様式）に次の各号の書類を添付して、当該事業開始の1か月前までに知事に提出しなければならない。ただし、添付書類は、知事が特別に認める場合は、その一部又は全部について提出を省略できるものと

する。

- (1) 団体の規約
- (2) 団体の役員名簿
- (3) 団体の収支予算書
- (4) 団体調書（第2号様式）
- (5) 事業の開催要領
- (6) 事業の収支予算書（第3号様式）
- (7) その他知事が必要と認める書類

（後援名義の使用承認）

第5条 知事は、後援名義の使用を承認した団体等に対し、後援名義使用承認通知書を交付する。

2 後援名義の使用承認は、一団体等に対して、原則として、一年度中に一事業とする。

3 後援名義の使用を承認された事業については、神奈川県の後援名義をその印刷物、掲示物等に使用することができる。

（届出事項）

第6条 前条の規定により通知を受けた者で、次のいずれかに該当するときは、事業開催する2週間前までに事業変更届出書（第4号様式）をもって知事に届けなければならない。

- (1) 事業名、事業開催日又は開催場所を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

（後援名義の使用承認の取消し）

第7条 知事は、後援名義の使用を承認された事業が、承認通知書交付後に第3条第1項の要件を欠くに至った場合、又は第3条第2項の各号に該当すると認められる場合は、その一部又は全部について承認を取り消すことができる。

（事業終了報告）

第8条 後援名義の使用の承認を受けた団体等は、当該事業終了後1か月以内に事業終了報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この取扱要領に定めるもののほか、後援名義の承認に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この取扱要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和 4 年 6 月 20 日から施行する。但し、施行前に収受した申請については、なお従前の例による。

附 則

この取扱要領は、令和 4 年 12 月 5 日から施行する。但し、施行前に第 5 条に基づき後援名義使用承認通知書を交付した事業に係る様式については、なお従前の例による。

附 則

この取扱要領は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。但し、施行前に作成された申請書の様式については、なお従前の例による。

附 則

この取扱要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。但し、施行前に作成された申請書の様式については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

1 この取扱要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この取扱要領の施行前に、作成された申請書の様式については、改正後の様式にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することができる。